

無線 LAN ビジネスガイドライン

平成 2 5 年 6 月 2 5 日

総務省総合通信基盤局

目次

1. はじめに

1.1 ガイドライン制定の背景及び目的	… 3
1.2 用語	… 4
1.3 本ガイドラインの見直し	… 5

2. 公衆無線 LAN サービス提供に当たっての法令上の留意事項

2.1 事業開始等の際の法令上の手続	… 5
2.1.1 総論	… 5
2.1.2 電気通信事業法に基づく登録又は届出が不要なもの	… 5
2.1.3 電気通信事業法第 9 条の登録が必要なもの	… 6
2.1.4 電気通信事業法第 16 条第 1 項の届出が必要なもの	… 7
2.1.4.1 一般的な届出	… 7
2.1.4.2 地方公共団体による届出	… 8
2.2 電気通信設備関連事項	… 8
2.2.1 登録事業者の留意事項	… 8
2.2.2 届出事業者の留意事項	… 9
2.2.3 端末設備等規則に関する留意事項	…10
2.3 個人情報の保護及び通信の秘密の保護	…10
2.3.1 個人情報の保護に関する事項	…10
2.3.2 通信の秘密の保護に関する事項	…11
2.4 その他	…12
2.4.1 変更に係る手続	…12
2.4.2 廃止に係る手続	…13
2.4.3 提供条件の説明	…13
2.4.4 苦情等の対応	…14
2.4.5 その他	…14

<u>3. 利用者との関係における留意事項</u>	
3.1 利用者への適切な情報提供	…14
3.2 利用者の安心・安全な利用のための留意事項	…15
3.2.1 適切な情報セキュリティ対策	…15
3.2.2 利用者への周知・啓発	…16
3.2.3 フィルタリングについて	…16
3.3 オフロードの取組を進める携帯電話事業者の留意事項	…17
<u>4. 利用しやすい無線 LAN とするための留意事項</u>	
4.1 5GHz 帯の利用促進	…18
4.1.1 アクセスポイント側の対応	…18
4.1.2 利用者端末側の対応	…19
4.2 アクセスポイントの設置等	…19
<u>5. 大規模災害発生時に備えた留意事項</u>	
5.1 各事業者等において推奨される対応	…19
5.2 各事業者等による事前の検討・準備が望ましい事項	…20
5.3 災害対策として無線 LAN ビジネス推進連絡会で 検討・対応が期待される事項	…21
<u>6. 地域活性化、ビジネス活性化に向けた無線 LAN 活用における留意事項</u>	…21
<u>7. アクセスポイントの設置場所となる店舗等オーナーの留意事項</u>	…22
別添1 公衆無線 LAN サービスの提供における個人情報の保護及び 通信の秘密の保護について	…23
別添2 無線 LAN アクセスポイントを置く店舗等のオーナーに 知っておいていただきたいこと	…27
参考資料1 参照条文	…30
参考資料2 問い合わせ先	…47

1. はじめに

1.1 ガイドライン制定の背景及び目的

近年、無線 LAN 機能を搭載したモバイル端末、特にスマートフォンやタブレット端末の飛躍的な増加とともに、無線 LAN を利用する機会が増えてきている。

携帯電話事業者は、増大する移動通信トラフィックについて、携帯電話ネットワークの設備増強等を行うとともに、無線 LAN など携帯電話回線以外に迂回させる対策(オフロード)を積極的に進めており、既に数十万に上る公衆無線 LAN アクセスポイントを整備している。

また、公衆無線 LAN は、近年、公衆無線 LAN サービスを主たる事業とする事業者のほか、携帯電話事業者や FTTH サービスを提供する事業者がサービスを提供したり、一般の店舗や商店街、自治体が公衆無線 LAN 環境を提供したりするなど、様々な提供主体によるサービス提供によって活況を呈している。

こうした状況の中、本ガイドラインは、平成 24 年 7 月に公表された「無線 LAN ビジネス研究会報告書」¹の提言に基づき、公衆無線 LAN サービスを提供する事業者等の円滑な事業展開及び利用者が安心・安全なサービスを楽しむことができる環境づくりに資するため、公衆無線 LAN サービス提供者が事業運営を行うに際し留意すべき事項や望ましい事項等を明らかにしたものである。

本ガイドラインの全体的な構成としては、項目 1.(本項目)においてガイドライン制定の背景及び目的等を説明し、項目 2.として、電気通信事業の登録・届出の要否及び公衆無線 LAN サービスの提供に当たって法令上遵守すべき事項を解説し、項目 3.以降は、利用者への適切な情報提供、適切な情報セキュリティ対策、5GHz 帯の利用促進、アクセスポイントの設置、大規模災害発生時の対応など、公衆無線 LAN サービスの提供に当たって留意すべき事項・対応が望まれる事項をそれぞれ紹介している。また、別添・参考資料として、ガイドライン本文に対応した関連資料等も加えている。

本ガイドラインの主な対象者としては、公衆無線 LAN サービスを電気通信事業として提供している者及び無償又は本来業務に付随する形で提供している者(提供することを検討している者を含む。)を想定している。また、一部の記載については、店舗等のオーナーとして電気通信事業者が無線 LAN アクセスポイントを設置させている者も対象としている。

なお、本ガイドラインは以上を踏まえて策定したものであるため、新たな規制や制度の導入を意図するものではない。

¹ http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02kiban04_03000093.html

1.2 用語

本ガイドラインにおける用語は、それぞれ以下の意味において使用するものとする。

用語	意味
無線 LAN	広義では「無線を使って構築される LAN」を指すが、本ガイドラインにおいては、IEEE(米国電気電子学会)802 委員会の IEEE802.11 グループで標準化された伝送規格等を用いるものであって、特に 2.4GHz 帯又は 5GHz 帯の周波数帯の電波を使用するものを指す。
公衆無線 LAN アクセスサービス	利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される電気通信設備(その一端が移動端末設備と接続されるものに限る。)を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務であって、無線設備規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号)第 49 条の 20(第 4 号を除く)で定める条件に適合する無線設備を用いて公衆向けに提供されるものを指す。
公衆無線 LAN サービス	上記の公衆無線 LAN アクセスサービスの他、無線 LAN アクセスポイントのみを設置して電気通信事業として利用者にサービスを提供する形態(無線 LAN アクセスポイントからインターネットへの接続点までの間の通信は直接媒介しないが、他事業者の電気通信回線設備を用いることで結果的に利用者にインターネット接続を可能とするもの)や、無償又は本来業務に付随する形で同様のサービスを提供する形態を含んだ概念を指す。
事業者	電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。)第 9 条による登録又は第 16 条第 1 項の届出により電気通信事業として公衆無線 LAN サービスを提供する者を指す。
事業者等	上記の事業者に加えて、無償又は本来の業務に付随する形で公衆無線 LAN サービスを提供する者を含んだ概念を指す。

1.3 本ガイドラインの見直し

本ガイドラインは、現在展開されている無線 LAN ビジネスを前提として策定したものであるため、今後のビジネスモデルの変化等を踏まえて、適宜その内容を見直すことがある。

2. 公衆無線 LAN サービス提供に当たっての法令上の留意事項

2.1 事業開始等の際の法令上の手続

2.1.1 総論

無線 LAN アクセスポイント(以下「AP」という。)を設置して、利用者に公衆無線 LAN サービスを事業として提供する場合は、原則として事業法第9条の登録又は同法第16条第1項の届出が必要となる²。

AP を設置して公衆無線 LAN サービスを提供することを検討している者の参考となるように、公衆無線 LAN サービスの提供が登録又は届出を要しない場合(そもそも電気通信事業に該当しない場合を含む。)、事業法に基づく登録又は届出が必要となる場合について、以下それぞれ紹介する。

本ガイドラインではあくまで無線 LAN に関する記載のみに留めるため、事業法に基づく登録・届出の詳細については「電気通信事業参入マニュアル」³及び同マニュアル[追補版]⁴を適宜確認されたい。また、事業法上必要となる手続について疑義がある場合は、参考資料2に記載のある各地域を管轄する総合通信局等に適宜相談されたい。

2.1.2 電気通信事業法に基づく登録又は届出が不要なもの

AP 等を設置して、利用者に公衆無線 LAN サービスを提供する場合であっても、以下に該当する場合は、事業法に基づく登録又は届出の手続は不要である。

(1) 本来の業務に付随して公衆無線 LAN サービスを提供する場合

例えば、喫茶店オーナーが、来店者が利用できるよう店内に AP を設置する場合は、本来の業務(飲食物の提供)に付随したサービスの提供を行っているものととらえられることから、事

² 無線 LAN は、電波法上では「小電力データ通信システム」として技術基準が規定されており、技術基準適合証明を有する等の一定の条件を満たすことを前提に、免許が不要な無線局と位置付け制度化されている。

³ http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/japanese/misc/Entry-Manual/TBmanual02/entry02.pdf

⁴ http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/japanese/misc/Entry-Manual/TBmanual02/entry02_01.pdf

業法に基づく登録又は届出を不要としている。なお、この場合は、そもそも「電気通信事業ではない」という整理である。

(2) 基本的に対価を得ずに公衆無線 LAN サービスを提供する場合

対価としての利用料等を得ずに公衆無線 LAN サービスを提供する場合は、「電気通信事業を営む」ことに該当しないため、登録・届出ともに不要である(事業法第 2 条参照)。

例えば、商店街の各店舗等が、「商店街の活性化」や「観光客の利便性向上」など集客を目的として、AP を商店街各店舗内に設置し、無償で電気通信役務を提供する場合は、本件に該当する。

ただし、利用者から電気通信役務の提供に関する対価は得なくても、広告収入等がある場合は、「電気通信事業を営む」ことに該当するとして登録・届出が必要な電気通信事業となることが電気通信事業参入マニュアル[追補版]に記載されている。

(3) 無線 LAN ルーターを購入した者同士が相互に無料で無線 LAN を利用できるコミュニティを形成し、一のコミュニティメンバーが、自ら所有するルーターのアクセスポイント機能を他のコミュニティメンバーに開放する場合

この場合、他のコミュニティメンバーが利用するサービスは、当該一のコミュニティメンバーではなく、コミュニティ形成型の無線 LAN サービスを提供するために対応無線 LAN ルーターを販売等している事業者が提供しているものであり、コミュニティメンバー自身は登録・届出不要である。

2.1.3 電気通信事業法第 9 条の登録が必要なもの

APを設置して、利用者に公衆無線 LAN サービスを事業として提供する場合において、以下に該当する場合は、事業法第 9 条の登録が必要となる。

(1) APに加えて、APまでの電気通信回線設備(アクセス回線)を設置するものであって、次の基準のいずれかに合致するもの。(電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。)第 3 条第 1 項参照)

- ①「端末系伝送路設備の設置区域が一の市町村の区域を超える」場合
- ②「中継系伝送路設備の設置区域が一の都道府県の区域を超える」場合

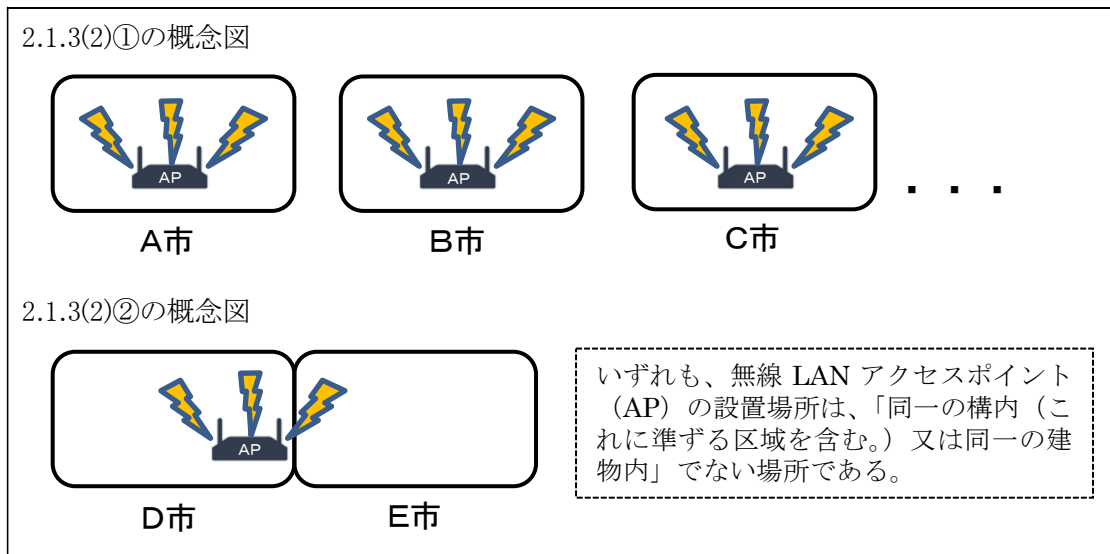
(2) APのみを事業法第 52 条第 1 項で規定するところの「同一の構内(これに準ずる区域内を含む。)又は同一の建物内」でない場所に設置する場合であって、以下に合致するもの。(下記「図(2.1.3 電気通信事業法第 9 条の登録が必要なもの (2) 関連)」参照)

- ① AP の個々の設置区域が一の市町村の区域を超えない形態で、複数(2以上)の市町村に設置するもの

(個々の AP で見れば、登録を要する電気通信事業の基準である上記「端末系伝送路設備の設置区域が一の市町村の区域を超える」場合に該当しないが、一の者が当該形態の AP を複数(2以上)の市町村に設置する場合は登録を要する。)

- ② AP の個々の設置区域が一の市町村の区域を超える形態で設置するもの(上記「端末系伝送路設備の設置区域が一の市町村の区域を超える」場合に該当)。

図(2.1.3 電気通信事業法第9条の登録が必要なもの (2) 関連)



2.1.4 電気通信事業法第16条第1項の届出が必要なもの

2.1.4.1 一般的な届出

APを設置して、利用者に公衆無線LANサービスを事業として提供する場合において、以下に該当する場合は、事業法第16条第1項の届出が必要となる。

- (1) APに加えて、APまでの電気通信回線設備を設置するものであって、登録を要する電気通信事業の基準(2.1.3(1)①及び②)のいずれにも合致しないもの
- (2) APのみを事業法第52条第1項で規定するところの「同一の構内^{*}(これに準ずる区域内を含む。)又は同一の建物内」に設置するもの^{5 6}
- (3) APのみを事業法第52条第1項で規定するところの「同一の構内(これに準ずる区域内を含む。)又は同一の建物内」でない場所に設置する場合であって、一の市町村の区域内のみに、個々の設置区域が当該一の市町村の区域を超えない形態で設置するもの

⁵ この場合、APは端末設備として位置付けられ、電気通信回線設備(端末系伝送路設備)とはならない。当該APのみを複数の市町村に設置しても、登録を要する電気通信事業の基準である「端末系伝送路設備の設置区域が一の市町村の区域を超える」場合に該当しないため、登録の対象とはならない。

⁶ 自ら設置する電気通信設備がAPのみであって、外部との通信回線を通じて外部との通信の用に供されない場合は、事業法第164条第1項第2号による適用除外となり、届出は不要である。

※参考 「同一の構内」の範囲

「同一の構内」の範囲には、いわゆる公衆地下街等多数の者が出入りし、また、社会通念上一つの区域と考え難いものは除かれる。すなわち、土地構造上一体と観念される空間であっても、様々な最終目的地へ向かう不特定かつ多数の通行者が往来する経由点に該当する場所であるなど屋外の公道に近い性格を有している場合は「同一の構内」には該当しない。

「同一の構内」に該当するものの例

コンビニエンスストア内、ゲームセンター内、商店街・公衆地下街の各店舗内、博物館・美術館、ホテル内、県庁・市役所内、カフェ・レストラン内、雑居ビル内、マンション内、大学キャンパス(これらに付随する駐車場を含む。)

「同一の構内」に該当しないものの例

空港内、鉄道駅構内、地下鉄駅構内、商店街アーケード、公衆地下街

2.1.4.2 地方公共団体による届出

営利を目的としない電気通信事業を行う地方公共団体は、その電気通信事業が内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が比較的大きいものとして施行規則第60条で以下のとおり定める電気通信役務を提供する電気通信事業に該当する場合は、その旨を総務大臣に届け出なければならない(事業法第165条第1項)。

- ①電気通信設備を不特定かつ多数の者の通信の用に供する電気通信役務⁷
- ②卸電気通信役務(上記①に該当するものを除く)

この届出をした地方公共団体は、事業法第16条第1項の規定による届出をした電気通信事業者とみなされる。(同条第2項)

2.2 電気通信設備関連事項

2.2.1 登録事業者の留意事項

事業法第9条の登録を受ける場合(すなわち、上記2.1.3(1)又は(2)のいずれかに該当する場合)には、事業法第41条にいう「電気通信回線設備を設置する電気通信事業者」に該当することとな

⁷ 例えば、地方公共団体が管理する建物内(庁舎、公民館、図書館等(付随する土地を含む。))。ただし、県営の空港内や市営の地下鉄駅構内等は除く。)のみで提供するなど、不特定かつ多数の者の通信の用に供する電気通信役務に該当しない場合には、事業法第165条第1項の届出は不要である。

るため、次の義務を負うこととなる。

(1) 電気通信設備の技術基準の適合性の維持(事業法第 41 条)

電気通信事業の用に供する電気通信設備について、総務省令(事業用電気通信設備規則)で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

(2) 電気通信設備の自己確認の届出(事業法第 42 条)

上記(1)のとおり技術基準に適合することについて、その電気通信設備の使用を開始する前に、事業者が自ら確認し、その結果について総務大臣に届け出なければならない。

(3) 管理規程の届出(事業法第 44 条)

電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するため、上記(1)の対象となる電気通信設備について、施行規則第 29 条に掲げる事項に係る管理規程を定め、電気通信事業を開始する前に、総務大臣に届け出なければならない。

(4) 電気通信主任技術者の選任(事業法第 45 条)

上記(1)の対象となる電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項を監督させるため、総務省令(電気通信主任技術者規則)で定めるところにより、関係の事業場ごと(業務区域が一の都道府県の区域を超える電気通信事業者は、それに加えて、事業用電気通信設備を設置する都道府県ごと)に、適切な電気通信主任技術者を選任するとともに、遅滞なく総務大臣に届け出なければならない。ただし、①他の事業場の電気通信主任技術者が常に速やかに到達でき、②障害時に予備設備への切替等の応急措置が直ちに行われることになっており、③業務上必要な事項が容易に連絡できるよう措置されているとともに、④巡視、点検及び検査の結果が報告される等、監督する上で支障が生じないように措置されている事業所については、他の事業場の電気通信主任技術者をもって兼務させることができる。(同規則第 3 条第 2 項及び平成 22 年総務省告示第 49 号)

2.2.2 届出事業者の留意事項

事業法第 16 条第 1 項の届出を行う場合であって、上記 2.1.4.1(2)に該当する場合には、上記 2.2.1 に示した各々の義務を免れることとなる。つまり、自己確認の届出、管理規程の届出、電気通信主任技術者の選任等の必要はない。

ただし、上記 2.1.4.1(1)又は(3)に該当する場合には、電気通信回線設備を設置する事業者として、これらの義務を負うこととなる。(この場合において、上記 2.2.1(1)の対象となる電気通信設備の設置の範囲が一の市町村の区域を超えず、利用者の数が 3 万未満であるときには、一定の要件を満たす者の配置をもって電気通信主任技術者の選任に代えることができる。配置したときは遅滞なくその旨を総務大臣に報告しなければならない(電気通信主任技術者規則第 3 条の 2 第 1 項及

び第3項))

2.2.3 端末設備等規則に関する留意事項

上記2.1.4.1(2)に該当する場合、電気通信回線設備に無線LAN機器を接続するためには、端末機器の技術基準適合認定等を取得する(又は接続先の電気通信事業者の接続の検査を受ける)必要がある⁸。また、2.1.3(1)及び2.1.4.1(1)において、無線LAN機器を電気通信事業の用に供する端末設備として用いる場合、当該機器は、端末設備等規則の該当条項を満たす必要がある。(事業用電気通信設備規則第37条)

2.3 個人情報の保護及び通信の秘密の保護

電気通信事業は、通信の秘密と直接かかわる事業であって極めて高い公共性を有しており、また、そこで取り扱われる個人情報を保護する必要性は大きい。公衆無線LANサービスを提供する事業者等は、このことを認識して業務を行う必要がある。

以下、個人情報の保護及び通信の秘密の保護について公衆無線LANサービスを提供する際に留意すべき事項を述べるが、より具体的な事例としては別添1を参照されたい。

公衆無線LANサービスを提供する者は、別添1も参考にしつつ、適切にサービスを提供しなければならない。

2.3.1 個人情報の保護に関する事項

公衆無線LANサービスの提供を通じて取得した利用者情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。「個人情報保護法」という。)及び電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン⁹(平成16年総務省告示第695号。「個人情報保護ガイドライン」という。)の規定を踏まえ、適切な対応を行う必要がある。具体的には、電気通信サービスを提供するために必要な場合に限り、個人情報を取得するものとし(個人情報保護ガイドライン第4条)、その利用の目的をできる限り特定するとともに(個人情報保護ガイドライン第5条)、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないこと(個人情報保護ガイドライン第6条)などが求められる。また、プライバシーポリシーをあらかじめ定めて公表し遵守するとともに

⁸ 電波法上の技術基準適合証明を有するなどの条件を満たした無線LANの運用に関しては、無線従事者資格は不要であるが、登録局の5GHz帯無線アクセスシステム(IEEE802.11j)を開設し運用する場合は、無線従事者資格が必要になる。

⁹ http://www.soumu.go.jp/main_content/000134579.pdf

(個人情報保護ガイドライン第 14 条)、原則としてあらかじめ本人の同意を得ないで個人情報の第三者提供をしないこととされている(個人情報保護ガイドライン第 15 条)ことに十分配慮する必要がある。

個人情報保護ガイドラインは、電気通信事業を行う者に対し、個人情報保護法を踏まえ、個人情報の適切な取り扱いについてできるだけ具体的な指針を示すものである。無線 LAN サービスを提供する事業者等は、事業の推進に当たり個人情報の取扱いに疑義が生じた場合は、適宜当該個人情報保護ガイドラインを参照することが望まれる。

2.3.2 通信の秘密の保護に関する事項

公衆無線 LAN サービスを提供する電気通信事業者等は、個人情報の取扱いのほかに通信の秘密保護についても適切に対応することが求められる。

事業法では、憲法第 21 条第 2 項の規定(通信の秘密の保護)を受けて電気通信事業者の取扱いに係る通信の秘密の保護を規定している(事業法第 4 条第 1 項)。通信の秘密を侵害した場合には罰則が適用され、電気通信事業者が秘密を侵した場合にはその刑が加重されている(事業法第 179 条)¹⁰。

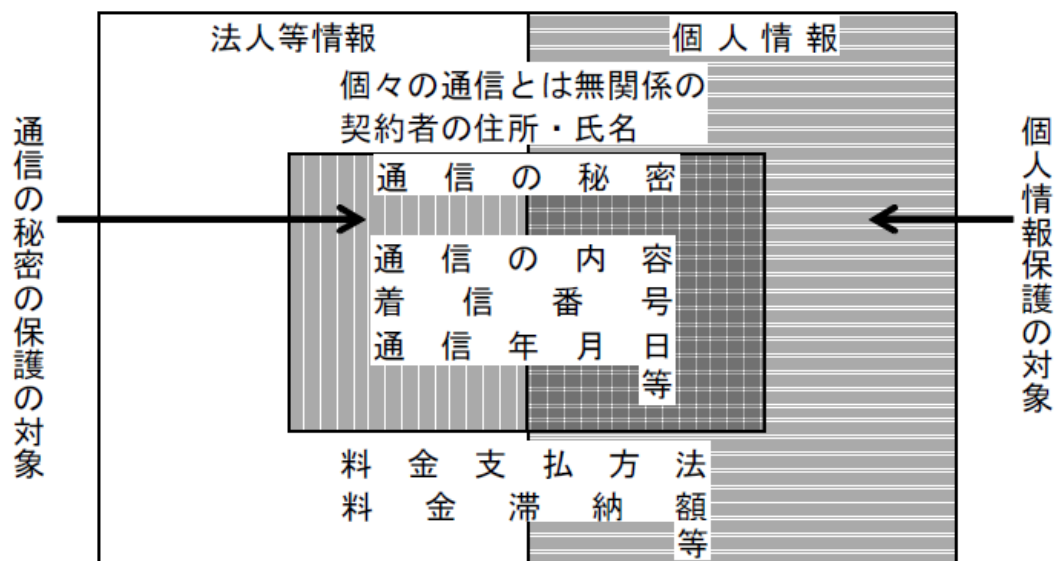
また、電気通信事業者の業務の方法が「通信の秘密」の確保に支障があると認められるときは、総務大臣が業務改善命令を発動することもある(事業法第 29 条第 1 項第 1 号)。

なお、通信の秘密と個人情報の対応関係についてはおおよそ以下のとおりとなる(次ページの図参照)。

¹⁰ なお、事業法における通信の秘密の保護については、電気通信事業者の取扱中に係る通信以外に、事業法第 164 条第 1 項各号に該当する電気通信事業を営む者の取扱中に係る通信も対象となり(事業法第 164 条第 2 項)、通信の秘密を侵した場合は事業法第 179 条の罰則の対象となる。

また、電気通信事業者以外の者が提供する公衆無線 LAN サービスについては、有線電気通信部分における通信の秘密は、有線電気通信法((昭和 28 年法律第 96 号)第 9 条、第 14 条により、無線通信部分における通信の秘密は、電波法(昭和 25 年法律第 131 号)第 59 条、第 109 条及び第 109 条の 2 により保護される。

●個人情報と通信の秘密との関係



出典：電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（解説編）

「通信の秘密」の範囲は、個別の通信に係る通信内容のほか、個別の通信に係る通信当事者の氏名、発信場所、通信日時、通信量やヘッダ情報等の構成要素、通信の存否の事実、通信の回数なども含む広範なものである。また、通信の秘密を侵すとは、通信当事者以外の第三者が積極的意思をもって秘密を「知得」しようとするもののほか、第三者にとどまっている秘密そのものを他人が知り得る状態におくこと（「漏えい」）及び発信者・受信者の意思に反して自己又は他人の利益のために用いること（「窃用」）も、それぞれ独立して秘密を侵すことに該当する。

通信当事者の同意¹¹なく通信の秘密に該当する情報を利用することは、違法性阻却事由がある場合¹²を除き許されないことになっている。

2.4 その他

2.4.1 変更に係る手続

(1) 登録電気通信事業者の場合

事業法第9条の登録を受けた者は、登録の際に申請書に記載した事項のうち、以下の事項を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。

① 業務区域

¹¹ 「個別」かつ「明確」な同意が必要とされている。単にホームページ上で周知しているだけでは、「個別」かつ「明確」な同意があったとはみなされないことに注意する必要がある。

¹² 刑法（明治40年法律第45号）上の「正当業務行為」（第35条）、「正当防衛」（第36条）又は「緊急避難」（第37条）が成立する場合

② 電気通信設備の概要

ただし、施行規則第 6 条各号に定める軽微な変更該当する場合又は氏名、名称及び住所等の変更の場合は、変更登録ではなく、その旨を遅滞なく届け出ることにより足りる(事業法第 13 条第 1 項及び第 4 項)。

なお、事業法第 13 条第 1 項の規定に違反して、変更登録を受けずに上記①及び②の事項を変更した者は、200 万円以下の罰金に処される(事業法第 186 条第 1 号)。また、事業法第 13 条第 4 項の規定に違反して、変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10 万円以下の過料に処される(事業法第 193 条第 1 号)。

(2) 届出電気通信事業者の場合

事業法第 16 条第 1 項の届出をした者は、届出の際に届出書に記載した事項のうち、以下の事項を変更しようとするときは、総務大臣に届け出なければならない。

① 業務区域

② 電気通信設備の概要(電気通信事業の用に供する電気通信設備として端末系伝送路設備又は中継系伝送路設備を設置する場合に限る。)

また、氏名、名称及び住所等の変更の場合は、変更後遅滞なくその旨を届け出なければならない(事業法第 16 条第 2 項及び第 3 項)。

なお、事業法第 16 条第 2 項の規定に違反して、氏名、名称及び住所等の変更の届出をせず又は虚偽の届出をした者は 10 万円以下の過料に、同条第 3 項の規定に違反して、上記①及び②の事項の変更の届出をせず又は虚偽の届出をした者は 50 万円以下の罰金に、それぞれ処される(事業法第 193 条第 1 号及び第 187 条第 1 号)。

2.4.2 廃止に係る手続

登録、届出の違いにかかわらず、電気通信事業の全部又は一部を休止又は廃止したときは、その旨を遅滞なく、総務大臣に届け出る必要がある(事業法第 18 条第 1 項)。この規定に違反して届出をせず又は虚偽の届出をした者は、30 万円以下の罰金に処される(事業法第 188 条第 1 号)。

また、電気通信事業の全部又は一部を休止又は廃止するときは、利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものに該当しない限り、利用者に対してその旨を周知しなければならない(事業法第 18 条第 3 項)。

2.4.3 提供条件の説明

登録又は届出により電気通信事業として公衆無線 LAN アクセスサービスを提供する者は、利

用者と契約を締結等しようとするときは、料金その他の提供条件の概要について説明しなければならない(事業法第 26 条)。

当該説明は、契約の締結が行われるまでの間に、以下の事項について行わなければならない(施行規則第 22 条の 2 の 2)。

- (1) サービスを提供する電気通信事業者の氏名又は名称
- (2) サービスを提供する電気通信事業者の連絡先(電話番号、電子メールアドレス等)、電話による連絡先の場合は、苦情及び問い合わせに応じる時間帯
- (3) 提供する電気通信役務の内容(電気通信役務の種類及び品質、提供を受けることができる場所など)
- (4) その利用者に適用される、電気通信役務の提供に関する料金、その他の経費
- (5) 料金等の減免をするときは、当該減免の実施期間その他の条件
- (6) 契約の変更又は解除の連絡先及び方法 等

2.4.4 苦情等の対応

登録又は届出により電気通信事業として無線 LAN アクセスサービスを提供する者は、提供するサービス等に関する利用者からの苦情及び問い合わせについて、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない(事業法第 27 条)。

2.4.5 その他

電気通信事業の全部の譲渡しや、電気通信事業者について合併・分割・相続があった場合は、原則として事業譲受人や合併存続法人が電気通信事業者の地位を承継する。このような場合、電気通信事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない(事業法第 17 条)。

その他、電気通信事業者には、利用の公平(=不当な差別的取扱いの禁止)など法律により課されている義務が存在するので、法令等に基づく適切な事業運営が求められる。

3. 利用者との関係における留意事項

3.1 利用者への適切な情報提供

登録又は届出により電気通信事業として公衆無線 LAN サービスを提供する者は、利用者と契約を締結等するときは、料金その他の提供条件の概要について説明しなければならない(2.4.3. 提供条件の説明 参照)。事業者は、そのサービスを提供する AP 毎の情報セキュリティ対策の

有無、情報セキュリティ対策が取られているのであればその方式(WEP、WPA 又は WPA2)に関する情報を利用者に提供することが適当である。また、公衆無線 LAN サービスは、提供事業者や AP の設置場所の違いにより、バックホール回線(光回線、WiMAX 等)の構成、情報セキュリティの程度等に違いが見られる。無線系バックホール回線の拡大により、公衆無線 LAN のサービス品質(速度、情報セキュリティ等)が利用者にとって分かりにくくなっている面があるため、公衆無線 LAN サービスを提供する事業者等においては、公衆無線 LAN のサービス品質について、できる限り利用者が知りうるよう努めることが望ましい。事業者から利用者に対する情報提供は、公衆無線 LAN サービスを実際に利用する際に行うことがより効果的であることから、事業者のホームページや利用申込時の Web 画面、パンフレット等だけでなく、例えば利用の際の画面表示等により行うことも考えられる。具体的な情報提供の方策については、事業者等間の自主的な枠組みである「無線 LAN ビジネス推進連絡会」¹³において検討することが期待される。

さらに、事業者が公衆無線 LAN サービスを提供する際に、端末の画面表示により、サービスの提供主体が誰であるかを明示し、どのようなサービスを提供するかを利用者に周知等する方法や、事前に利用者から個別かつ明確な同意を得るべき事項等がある場合のその同意の取得方法等についても、無線 LAN ビジネス推進連絡会において、利用者への情報提供・周知等の標準的な方法(モデル)を検討することが期待される。公衆無線 LAN サービスを提供する事業者は、無線 LAN ビジネス推進連絡会における当該検討を踏まえ、利用者への適切な情報提供・周知等することが望まれる。

事業者による上記取組に加えて、電気通信事業としてではなく、例えば来店者に対して無償で公衆無線 LAN サービスを提供する者等についても、利用者に対して、その利用の前に、料金は無料である旨を明確に通知したり、期待できる最大伝送速度や情報セキュリティ対策として取られている措置の情報を利用者が十分に理解できるような環境を整えれば、より利用しやすいサービスになると考えられる。

3.2 利用者の安心・安全な利用のための留意事項

3.2.1 適切な情報セキュリティ対策

無線 LAN の利用に際して適切な情報セキュリティ対策がなされていない場合、利用者は通信内容の傍受や改ざんといった情報セキュリティ上の脅威にさらされることとなる。また、AP が悪質な書込み、コンピュータウイルスの配布等に利用されるなど、安心・安全な通信環境が阻害されるおそれがある。

¹³ 「無線 LAN ビジネス研究会」報告書の提言を受けて、企業・団体など多様な関係者が無線 LAN を巡る諸課題に自主的に取り組む場として、平成 25 年 1 月 31 日に発足した。
(<http://www.wLAN-business.org/>)

そのため、公衆無線 LAN サービスの提供に当たっては、利用者の保護及び安心・安全な通信環境の確保の観点から、WPA 又は WPA2 といった安全性の高い暗号化及び認証の情報セキュリティ方式に対応した AP を設置すること、重要な情報をやりとりする場合は SSL¹⁴により暗号化されていることを確認するように利用者に対して周知することなど、適切な情報セキュリティ対策を講ずることが望ましい。

3.2.2 利用者への周知・啓発

無線 LAN は、コンピュータウイルス感染等のインターネット利用における情報セキュリティ上の脅威一般に加え、有線と比較して傍受等が容易な無線を利用することに起因する脅威にもさらされている。これらの情報セキュリティ上の脅威について対策を怠ることは、安心・安全な情報通信利用環境を阻害し、利用者のみならず、公衆無線 LAN サービスを提供する事業者にも不利益をもたらすこととなる。

したがって、公衆無線 LAN サービスを提供する事業者は、自らが情報セキュリティ対策に関する取組を積極的に実施することに加え、利用者に対し無線 LAN 利用における情報セキュリティ上の脅威、情報セキュリティ対策の必要性及び具体的方法等に関する啓発を行うことにより意識を向上させるとともに、利用者が情報セキュリティ対策を取りやすい環境整備を行うなど、サービスを提供する事業者側における対策と利用者側における対策を車の両輪として推進していくことが重要である。

総務省では、一般利用者が安心して無線 LAN を利用するために、利用者のリテラシーや重要度に応じた段階別の対策等を総合的に示した手引書「一般利用者が安心して無線 LAN を利用するために」¹⁵を策定・公表している(平成 24 年 11 月 2 日)。本手引書では、一般利用者が最低限取るべき情報セキュリティ対策として「無線 LAN 情報セキュリティ対策の 3 つの約束」を提示するなど、平易な表現で取りまとめているため、利用者に対する周知啓発活動において参考にするなど、本手引書を積極的に活用することが期待される。

3.2.3 フィルタリング¹⁶について

インターネット接続役務の提供に関する契約数が5万を超える電気通信事業者は、役務の提

¹⁴ SSL (Secure Socket Layer) とは、信頼できるウェブサイトやサーバとの間で、データを暗号化して送受信する方法。SSL が使われていることは、URL が「https」からはじまっていることや、パソコンやスマートフォンのブラウザに「鍵マーク」が表示されることで確認可能。

¹⁵ http://www.soumu.go.jp/main_content/000183224.pdf

¹⁶ 有害サイトへのアクセスや有害アプリの起動を制限するサービス。インターネットのサイトやアプリを一定の基準により「表示・起動してよいもの」(子ども向けの健全なものなど)と、「表示・起動を制限するもの」(出会い系やアダルト関連のものなど)に分け、子どもに不適当なものについてはアクセス・起動ができないようにする機能。

供を受ける者から求められたときは、青少年有害情報フィルタリングソフト又はフィルタリングサービス(以下この項において、「フィルタリングサービス等」という。)を提供しなければならない(「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」第 18 条、同法律施行令第 2 条)。したがって、本規定に基づき、求めに応じてフィルタリングサービス等を提供する義務を負う無線 LAN 事業者は、利用者から求められた場合は速やかな提供が可能となるように、あらかじめ準備しておく必要がある。

スマートフォンは、従来の携帯電話と異なり、携帯電話事業者のネットワークと無線 LAN のどちらを経由してもインターネットに接続可能であることから、利用者にとっては従来の携帯電話事業者のネットワーク側におけるフィルタリングだけでは対応が不十分であり、端末側におけるフィルタリングが有効である。そのため、スマートフォンからの無線 LAN の安心・安全な利用を確保するには、青少年がスマートフォンを使用する場合は、無線 LAN 機能そのものを on/off 設定する機能制限アプリのほか、無線 LAN 利用の際にも有効なフィルタリングサービス等を利用することが望まれる。

一方、上記規定に基づき義務を負う無線 LAN 事業者は、具体的にフィルタリングサービス等を提供する際は、公衆無線 LAN サービスのオプションとして自ら提供したり、青少年有害情報フィルタリングソフトを提供するサイトを紹介するなど、利用者端末側でフィルタリングが行われることを第一に考えることが望まれる¹⁷。なお、こうした対応が困難である場合には、利用者から求められた場合に備えネットワーク側でフィルタリングサービスが提供可能となるようにあらかじめ準備しておくことが必要である。

このような、スマートフォンに必要となるフィルタリングが従来の携帯電話と異なる点について、利用者・保護者の理解は十分とは言い難い現状にあるため、関係事業者の連携により、フィルタリングサービス等を利用者・保護者が正しく理解して利用できるよう、リテラシーの向上を図ることや、利用者・保護者の声を吸い上げることで具体的な改善点を見出すなど更なる改善に取り組むことが望まれる。

3.3 オフロードの取組を進める携帯電話事業者の留意事項

携帯電話事業者は、ネットワーク設備の増強、ヘビーユーザに対する対応、周波数利用効率の高い LTE の開始などにより、増大する移動通信トラフィックへの対応を進める中で、無線 LAN を活用して携帯電話回線以外に移動通信トラフィックを迂回するオフロードに積極的に取り組んでおり、数十万局の公衆無線 LAN アクセスポイントを設置している。これらの携帯電話事業者の設置する AP は、日本全体における公衆無線 LAN アクセスポイントの相当の割合を占める現状にある

¹⁷ 端末により状況は異なるが、有害サイトへのアクセス制限に加えて、有害アプリの起動制限も実現できることが理由である。

ことから、携帯電話事業者は、APの整備や公衆無線LANアクセスサービスの提供において、電波の輻輳等に配慮したAPの整備を進めることやユーザへの提供条件等に関する情報提供に一層努める等、自ら適切な取組を進めることが利用者利益に適うことになることを十分認識する必要がある。

また、携帯電話事業者は、オフロードの取組を進める中で、自営無線としての無線LANを利用している者を含めて、他の無線LAN利用者の利便性の低下を招かぬよう配慮していく必要がある。

4. 利用しやすい無線LANとするための留意事項

4.1 5GHz帯の利用促進

無線LANが使用する周波数帯のうち、2.4GHz帯においては電波の輻輳(混雑)等が生じることが増えているため、これからは、屋内利用限定の帯域はあるものの2.4GHz帯に比べ利用可能なチャンネル数が多く、同一エリアにおいて多くのAPを共存させることが可能な5GHz帯の利用を促進することが重要である¹⁸。

また、5GHz帯における次世代高速無線LAN規格であるIEEE802.11ac¹⁹に対応した機器の普及が本格化することが見込まれており、5GHz帯の利用促進においては、このような新しい技術を活用する視点も重要である。

5GHz帯の利用を促進するためには、AP側と利用者端末側双方の対応が必要となるが、それぞれについて、今後関係者においては以下の観点からその役割に応じた取組を進めることが望まれる。

4.1.1 アクセスポイント側の対応

事業者等は、今後APを新規に導入又は更改する機会を捉えて、2.4GHz帯だけでなく5GHz

¹⁸ 5.3GHz帯及び5.6GHz帯の無線LANについては、国際的な基準によりDFS/TPC機能を具備することが求められている。このため、同周波数帯において無線LANを運用した場合、気象レーダー等の電波を感知したときは、設置者の意図に関係なく自動的にチャンネル変更等が行われることがある。

DFS (Dynamic Frequency Selection) : 無線LANがレーダーと周波数を共用して使用するための機能
TPC (Transmitter Power Control) : 無線LANの一の通信系における平均の空中線電力を3dB下げる機能

¹⁹ IEEE802.11acの概要は、5GHz帯の無線LANにおいて①チャンネル帯域幅の40MHz幅から80MHz・160MHz幅への拡大、②MIMO (Multiple-Input and Multiple-Output : 複数のアンテナを組み合わせてデータ送受信の帯域を広げる無線通信技術)による空間多重伝送の拡大、③変調多値数の増加(64QAM (Quadrature Amplitude Modulation : 直交振幅変調)から256QAM)であり、①～③の技術要素を組み合わせることで、伝送速度1Gbps～3.6Gbpsを実現するものである。平成25年3月の電波法関連省令等の改正により、日本国内でもIEEE802.11ac (Draft)に対応する無線LAN対応製品が使用可能となった。

帯にも対応したデュアルバンド対応の AP の導入を検討することが適切と考えられる。

2.4GHz 帯の輻輳(混雑)は、特に多数の AP が設置してある繁華街で多く発生していると思込まれることから、各事業者においては、繁華街に設置している AP に電波の輻輳(混雑)が認められる場合は、5GHz 帯にも対応した AP の導入を検討することが望まれる。

4.1.2 利用者端末側の対応

利用者端末側については、デュアルバンド対応チップの低廉化等により、今後自ずと 5GHz 帯にも対応した端末の普及が進んでいくと思込まれるが、各事業者においては、ユーザに対して、より高速・快適な無線 LAN サービスの利用が可能である 5GHz 帯対応端末の利点を積極的に周知等することが期待される。

4.2 アクセスポイントの設置等

AP の設置は、公衆無線 LAN サービスを提供する各事業者等が自由に行うことが基本であるが、駅、空港、繁華街等の人が多数集まる場所(以下「パブリックスペース等」という。)においては、電波の輻輳等に配慮して AP を設置していくことが重要である。その場合は、適切なチャンネル配置や置局設計等を推進していくことが有効であり、AP を設置する事業者間で協調・連携していくことが望ましい。

具体的な事業者間の協調・連携の方策については、無線 LAN ビジネス推進連絡会において検討されることが望まれる。

また、パブリックスペース等においては、物理的には1つの AP で複数の事業者の公衆無線 LAN サービスの提供を可能とする「共用型アクセスポイント」が、電波の輻輳対策の有効な手段となると考えられる。各事業者はパブリックスペース等に AP を設置する場合においては、できる限り共用型アクセスポイントの活用を進めていくことが望まれる。

5. 大規模災害発生時に備えた留意事項

5.1 各事業者等において推奨される対応

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、避難所等において無線 LAN が有効な通信手段として機能したことが評価されている。震災においては、多くの被災者がインターネットへのアクセス手段を求めた中で、無線 LAN はアクセス手段として有効に活用されたことが認められるため、今後も大規模災害発生時における通信手段の1つとして積極的な活用を図っていくことが

期待される。

東日本大震災においては、事業者による独自の取組として、公衆無線 LAN サービスを自社ユーザーに限定することなく無料開放した事例や、避難所、コミュニティセンター、学校、仮設住宅に無料で公衆無線 LAN 環境を提供した事例が見られた。どのような取組を行うかは、各事業者等の自主的な判断によるが、今後も大規模災害発生時には公衆無線 LAN サービスを自社ユーザーに限定することなく無料で開放する等の措置を講ずることが推奨される。

大規模災害に対応した措置を講ずる基準として、どの程度の規模の災害を対象とするかについては、現時点において必ずしも明確な基準を有していない事業者等が多いと考えられる。一口に大規模災害といってもその内容は様々であり、被害の規模や社会に与える影響も異なることから、事前に、かつ一律に無料開放等の明確な基準を定めることは困難であり、仮に基準を定めたとしても、かえって各事業者等の柔軟な対応を阻害することも想定される。したがって、各事業者等が内規でこのような基準を定めることが考えられるほか、当面は、災害の規模等を勘案して事業者等が個別に当該災害に対応する措置について判断していくことも考えられる。

5.2 各事業者等による事前の検討・準備が望ましい事項

大規模災害の発生に備えて、各事業者等において事前に検討・準備しておくことが望ましい事項としては例えば以下のものが挙げられる。

- (1) 災害に対応した措置を実施する際の周知方法
- (2) 公衆無線 LAN サービスを無料で開放する際の AP の運用方法
- (3) 災害発生から、それに対応した措置を開始するまでの目安となる時間

(1)については、東日本大震災発生後の被災地への情報伝達手段が極めて限られた状況の中で、被災者に無料開放等の措置の実施及びその内容を広く周知するために苦労したとの経験談もあることから、平時及び災害時における周知についてマスメディア、インターネットサイト、SNS 等のどのような媒体を用いるか等を検討し、方針を定めておくことが重要であると考えられる。

(2)については、各事業者等が自らも被災した中で無料開放の措置を講ずる可能性もあることに留意しつつ、社内等でどのような体制を構築して無料開放を行う AP の運用を行っていくか等について、検討・準備しておくことが望ましい。

(3)については、大規模災害に対応した措置の提供が速やかであるほど、被災者にとって有益になるとの観点から、措置を講ずるまでの目安となる時間を事前に検討しておくことが適当と考えられる。

なお、各事業者がこれらの項目を事前に検討・準備するに当たっては、無線 LAN ビジネス推

進連絡会が、その活動の中で災害対応として検討・公表する事項も適宜参考とすることが望ましい。

5.3 災害対策として無線 LAN ビジネス推進連絡会で検討・対応が期待される事項

各事業者等の個別の取組に加えて、無線 LAN ビジネス推進連絡会(以下「連絡会」という。)において、大規模災害に対応した先進的な取組(ベストプラクティス)や課題について情報を共有したり、当該連絡会を通じて今までの事業者等の取組を整理・公表したりすることも有効と考えられる。

さらに、連絡会においては、事業者等が事前に検討・準備しておくことが望ましい災害に対応した措置の周知・運用方法等(5.2 各事業者等による事前の検討・準備が望ましい事項 参照)について、事業者間等で連携・協調が可能な部分があれば、課題等を抽出の上、方針を定めるなど、連絡会として災害対策の自主的なルールを定めること等が期待される。

なお、上記の取組のほか、連絡会の検討対象として考えられる事項としては、東日本大震災の経験を踏まえ、以下のような例が考えられる。

- (1) 大規模災害発生時における、国内外からの多数の救援者に関する以下の事項
 - ・被災地で利用可能な無料の公衆無線 LAN サービスに関する有効な情報提供方法
 - ・救援者が見つけやすい、推奨される災害用の統一 SSID の使用等
- (2) 被災者等へのより有効な情報提供の観点から、大規模災害発生時に公衆無線 LAN サービスを無料開放する際に、端末が接続された時に最初に表示することが推奨される画面
- (3) 災害時における避難所としての役割も期待されている学校や公民館等の公的施設について、災害時を想定した無線 LAN 整備の在り方、具体的な利用手順の整理、それらを扱える人材の確保・育成等の方策

6. 地域活性化、ビジネス活性化に向けた無線 LAN 活用における留意事項

無線 LAN は、AP を通じた店舗等の情報配信やクーポンの発行による商店街の集客力向上、外国人観光客の誘致²⁰、センサーネットワークによる生産・販売・インフラ管理等の現場における情報収集・活用等、地域活性化やビジネスの活性化に向けた活用が広がっている。

無線 LAN の今後の健全な普及のためには、このような地域活性化やビジネス活性化への無線 LAN の活用について、公衆無線 LAN サービスを提供する者や、無線 LAN を活用してビジネス

²⁰ 「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」(平成 25 年 6 月 11 日観光立国推進閣僚会議決定)においても、外国人観光客が利用する施設、観光地等での無料公衆無線 LAN の整備の促進について言及されている。

を行っている者を問わず、関係者間で無線 LAN 活用事例の積極的な紹介や情報共有が進められることが望まれる。

また、上述の無線 LAN ビジネス推進連絡会においては、先進的な取組について情報交換の場を提供することや、優れた取組を顕彰すること、連絡会のホームページ等において既存の取組を整理・公表すること、外国人観光客の誘致に資する取組²¹を検討すること等も期待される。

7. アクセスポイントの設置場所となる店舗等オーナーの留意事項

無線 LAN サービスが、利用者にとって安心・安全で、利用しやすいものであるためには、サービスを提供する事業者等に加えて、AP の設置場所となる店舗等オーナーの無線 LAN に関する理解が重要である。そのため、本ガイドラインでは、公衆無線 LAN アクセスポイントの設置場所となる店舗等のオーナーが、AP の設置等に当たって承知しておくことが望ましい事項を別添2として整理した。

店舗等に AP を設置する事業者等においても、オーナーと協議をする際には当該別添を参考にするなど、店舗等のオーナーに対する積極的な周知啓発が望まれる。

²¹ 例えば、外国人観光客用に多言語で書かれた公衆無線 LAN サービスの利用申込み手続のひな形を定め、事業者等が利用可能なように公表すること等。

公衆無線 LAN サービスの提供における個人情報の保護及び通信の秘密の保護について

公衆無線 LAN サービスを提供する際における個人情報の保護や通信の秘密の保護について理解を深める一助とするため、本資料を作成した。公衆無線 LAN サービスを提供する者におかれては、本資料を参考として、適切なサービス提供に努められたい。

1 個人情報の保護関連

- (1) 公衆無線 LAN サービスを提供するに当たり、利用者から氏名、住所、希望するID、メールアドレスを取得し、利用者ID及びパスワードを発行する場合

「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより個人を識別することができることとなるものを含む。）」（個人情報保護法第2条第1項）をいい、生存性及び個人識別性の有無が「個人情報」該当性の要件となる。一般的に、個人情報を含む集合物であつて「特定の個人情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの」等の「個人情報データベース等」を事業の用に供している場合には、当該事業者は「個人情報取扱事業者」に該当する。このことから、公衆無線 LAN サービスを提供するに当たり、利用者から利用者情報を入力させるなどして、氏名、住所、メールアドレス等を取得する場合には、個人識別性を有している場合が多いため、個人情報保護法及び個人情報保護ガイドラインに基づく、適切な取扱いが求められる。他方で、利用者 ID やパスワードなど、ログインに必要な識別情報については、氏名等個人識別性を有する場合もあれば、単なる数字や記号等で単体では個人識別性を有さない場合もある。不必要な個人情報の取得は避け、公衆無線 LAN サービスや当該サービスと関連するサービスの提供に真に必要なものであるかを吟味することが望ましい。

- (2) 公衆無線 LAN サービスを提供するに当たり、利用者から希望するID、メールアドレスのほか、生年月日、性別、出身地などの情報を取得する場合

上記(1)のとおり、個人識別性を有する場合には、個人情報の取得に該当することから、個人情報保護法及び個人情報保護ガイドラインに基づく適切な取扱いが求められる。

新サービスの提供のために利用者属性の記載も含めたアンケート調査を行う場合など、電気通信サービスを提供するために必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、あらかじめ本人の同意を得ることが必要であることに留意すべきである。

2 通信の秘密の保護関連

(1) 公衆無線 LAN サービスに係る利用者の通信履歴を記録・保存した場合

通信履歴は、通信の構成要素であり、事業法第4条第1項により通信の秘密の保護対象となる。したがって、これを記録・保存することも通信の秘密の侵害に該当し得る。

一方、課金、料金請求、苦情対応、自己の管理するシステムの安全性の確保その他の業務の遂行上必要な場合に、利用者の通信履歴を記録・保存することは、正当業務行為として違法性が阻却されると考えられる。

なお、通信履歴は、通信の秘密として保護されるので、裁判官の発付した令状に従う場合等、違法性阻却事由がある場合を除き、外部提供は行わないこととする。法律上の照会権限のある者からの照会に応じて通信履歴を提供することは、必ずしも違法性が阻却されないので、留意されたい。

(2) 公衆無線 LAN サービスを提供するに当たり、違法・有害情報から青少年を保護する観点から特定の通信を遮断する場合

電気通信事業者が特定の通信を遮断する場合は、以下の2つが存在する。

① 同意を得て有害情報から青少年を保護するためにフィルタリングを実施する場合

インターネット接続役務の提供に関する契約数が5万を超える電気通信事業者は、役務の提供を受ける者から求められたときは、青少年有害情報フィルタリングソフト又はフィルタリングサービスを提供しなければならない（「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」第18条、同法律施行令第2条）。

フィルタリングは、保護者・利用者の同意を得たうえで一定のサイトやURLに対するアクセスを遮断等するもので、保護者・利用者側が任意で遮断内容を設定変更できる点に特徴がある。フィルタリングには、大きく分けて、利用者の端末にフィルタリングソフトをインストールする場合と、インターネット接続役務提供事業者のサーバ側でフィルタリングをかける場合がある。いずれにおいても通信の秘密の侵害となり得るため、事前の有効な同意を得ることが必要である。

② 利用者の同意を得ずに、違法サイト等への通信を遮断する場合（ブロッキング）

ブロッキングは、ユーザ側の同意を得ずに一定のサイトやURLに対するアクセスを強制的に遮断するもので、利用者が望んだとしても、その設定を変更できない点でフィルタリングと区別される。ブロッキングについてもフィルタリングと同様の理由で、通信の秘密の侵害に該当するものであり、現在、日本でブロッキングが認められているものは、児童ポルノに関し

て行うものに限定されている²²ので、注意されたい。

(3) 公衆無線 LAN サービスを提供するに当たり、帯域制御を実施する場合

帯域制御とは、アプリケーションやサービス、利用者などを区別して、使用できる回線容量や通信速度等に基準を設けることでネットワーク上のトラフィックを制御しようとするをいう。

帯域制御は、電気通信事業者が通信サービスの品質確保を図る手法の一つになっているところであるが、トラフィックの増加に対しては、本来、バックボーン回線等のネットワーク設備の増強によって対処すべきであり、帯域制御はあくまでも例外的な状況において実施すべきものである。

そこで、帯域制御は一定の合理性がある場合にのみ認められる限定的な手法であることを確認するとともに、その恣意的な運用を避けるため、電気通信事業者団体による自主的なガイドラインとして、「帯域制御の運用基準に関するガイドライン」が策定されている。

帯域制御の実施は「通信の秘密」に対する侵害行為に該当し得るため、一般的には、通信当事者の「個別」かつ「明確」な同意がない限り、かかる制御を実施することは許されない。この点に関して、単に契約約款に帯域制御に同意する旨の規定を設けておくだけであったり、ホームページ上で周知しているだけでは、当事者の「個別」かつ「明確」な同意があったとみなすことはできないことに注意する必要がある。²³

一方、帯域制御の実施について、違法性阻却事由が認められる場合には、当事者の同意の有無に関わりなく許されることになる。このうち、正当業務行為として違法性の阻却が認められるためには、一般的には、目的の正当性、行為の必要性、手段の相当性といった要件を満たすことが必要と解されるどころ、「帯域制御の運用基準に関するガイドライン」において具体的事例の紹介が行われているので、参照されたい。

また、帯域制御を実施する場合には、ユーザ保護の観点から、その運用方針についてあらかじめエンドユーザに十分な情報開示を行わなければならない²⁴。

²² 児童ポルノ対策の社会的要請等を背景として、安心ネットづくり促進協議会 (<http://good-net.jp/>) に児童ポルノ対策作業部会が設置され (平成 21 年 3 月)、同作業部会において児童ポルノブロッキングと通信の秘密に関する法的問題をまとめた報告書が策定・公表された (平成 22 年 3 月)。平成 22 年 7 月には、犯罪対策閣僚会議において、ISP 等の関連事業者がブロッキングを自主的に実施することが可能となるよう対策を講ずるなどとした「児童ポルノ排除総合対策」

(<http://www8.cao.go.jp/youth/cp-taisaku/pdf/s-gaiyo.pdf>) が取りまとめられ、平成 23 年 4 月以降、児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体である一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が提供する児童ポルノ掲載アドレスリストに基づき、対応可能な ISP において児童ポルノブロッキングが実施されている。

²³ かかる同意があったとみなすためには、例えば、新規のユーザに対しては契約の際に帯域制御に同意する旨の項目を契約書に設けて明示的に確認すること、既存のユーザに対しては個別にメールを送信して帯域制御に同意する旨の返信をもらうことといった方法が考えられる。

²⁴ 「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」第 2 章 提供条件の説明 (法第 26 条) 関係 5 施行規則第 22 条の 2 の 2 第 3 項 (5) 第 5 号⑧参照。

※ その他、詳細については以下のガイドラインを参考にされたい。

<参考ガイドライン>

- 電気通信事業者における個人情報保護に関するガイドライン 本文(平成 23 年 11 月 2 日版)
http://www.soumu.go.jp/main_content/000134579.pdf
- 電気通信事業者における個人情報保護に関するガイドライン 解説編(平成 23 年 11 月 2 日版)
http://www.soumu.go.jp/main_content/000134578.pdf
- 電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン(平成 24 年 10 月改正版)
http://www.soumu.go.jp/main_content/000182913.pdf
- 帯域制御の運用基準に関するガイドライン(平成 24 年 3 月改定)
http://www.jaipa.or.jp/other/bandwidth/1203_guidelines.pdf
- 電気通信事業者における大量通信等への対処と通信の秘密に関するガイドライン(第 2 版
2011 年 3 月 25 日)
http://www.jaipa.or.jp/other/mtcs/110325_guideline.pdf

無線 LAN アクセスポイントを置く店舗等のオーナーに知っておいていただきたいこと

スマートフォンやタブレット端末など、無線 LAN 機能を搭載した移動通信端末の急速な普及には目覚ましいものがあり、皆様方の店舗等でも、これらの端末が利用できるように無線 LAN のアクセスポイントを設置している又は設置を検討しているところが多いと思います。

この資料では、無線 LAN アクセスポイントの設置場所となる店舗等のオーナーに、無線 LAN に関する初歩的な知識やアクセスポイントの設置に当たって注意が必要な事項を簡単に説明していますので、是非御一読ください。皆様の店舗等に来店する顧客に、より安心・安全で使いやすい無線 LAN サービスを提供する一助となれば幸いです。

1 無線 LAN 規格及び無線 LAN で使用している電波について

スマートフォンやタブレット端末等に搭載され、現在、広く使用されている無線 LAN は、IEEE (米国電気電子学会) で規格が定められたものです。その代表的な規格、使用する電波の周波数帯、最大伝送速度等の概略は以下のとおりです。

規格名	使用する周波数帯	最大伝送速度	屋外使用の可否
IEEE802.11b	2.4GHz 帯	11Mbps	可
IEEE802.11g	2.4GHz 帯	54Mbps	可
IEEE802.11a	5GHz 帯	54Mbps	5GHz 帯の一部不可
IEEE802.11n	2.4GHz 帯及び 5GHz 帯	600Mbps	5GHz 帯の一部不可

無線 LAN が使用する周波数帯のうち、2.4GHz 帯は、他の電子機器(電子レンジ、コードレス電話等)と共用になっているため、これらの機器から影響(電波の干渉)を受ける可能性があり、その影響が大きい場合は、無線 LAN の通信速度が低下したり、最悪の場合にはつながらなくなったりすることも考えられます。また、2.4GHz 帯を使用する無線 LAN (IEEE802.11b、IEEE802.11g など)は、最近の急速な利用の増加等による過密利用のため、無線 LAN 相互間の輻輳(混雑)が生じやすくなっています。

一方、5GHz 帯を使用する無線 LAN は、2.4GHz 帯のみを使用するものと比べて混雑はしていないものの、一部の周波数帯は、屋内のみで使用が認められているものとなっています。

2 顧客にとって使いやすく、電波の有効利用につながるアクセスポイントの設置

複数の通信会社にアクセスポイントの設置を認めているオーナーも多いと思いますが、上記1でお示したとおり、特に 2.4GHz 帯については無線 LAN 相互間の輻輳(混雑)が生じやすくな

っているため、顧客にとって使いやすく、電波の有効利用につながる無線 LAN とするためには、以下の取組が有効です。

(1) アクセスポイントを複数設置する場合は、相互に影響が出ないようにしましょう

複数の通信会社が店内にアクセスポイントを設置する場合は、設置場所、使用周波数帯・チャンネルの選択によっては、先に設置されたアクセスポイントも含めて、つながりにくい、期待した通信速度が出ないといった問題が発生する可能性があります。

このような問題を回避するためには、後からアクセスポイントを設置する通信会社に対して、既に設置してあるアクセスポイントに支障を与えないような設置場所やチャンネル配置を要望すること等が考えられます。

(2) 5GHz 帯にも対応したアクセスポイントの利用をおすすめします

5GHz 帯にも対応したアクセスポイントは、2.4GHz 帯のみに対応したものと比べて使用可能なチャンネル数が多く、同一エリア内において複数のアクセスポイントを共存させやすい長所があります。そのため、今後アクセスポイントを新設・更改する場合は、2.4GHz 帯と 5GHz 帯の両方に対応した機器を利用することが有効です。

(3) 共用型アクセスポイントの活用を検討しましょう

共用型アクセスポイントとは、1つのアクセスポイントで複数の通信会社の無線 LAN サービスの提供を可能とするものです。

特に来店者が多く、アクセスポイントを設置している通信会社の数も多い店舗等については、電波の輻輳(混雑)を回避するための有効な対策として、この共用型アクセスポイントの活用も検討してみましょう。

3. 安心・安全な利用を確保するための情報セキュリティ対策について

(1) 情報セキュリティ対策の必要性

適切な情報セキュリティ対策が取られていない場合、無線 LAN の利用者となる顧客は、通信内容の傍受や改ざんといった情報セキュリティ上の脅威にさらされることになります。また、アクセスポイントが悪意をもった第三者に利用され、悪質な書込み、コンピュータウイルスの配布等が行われるなど、安心・安全な情報通信利用環境を阻害する原因となります。

そのため、アクセスポイントの設置に当たっては、利用者保護及び安心・安全な情報通信利用環境の確保の観点から、安全性の高い暗号化及び認証を実現する情報セキュリティ方式に対応したアクセスポイントであることが望ましいと言えます。

(2) 情報セキュリティ対策の実施

① 通信内容の暗号化

利用者の通信内容が傍受又は改ざんされることへの対策としては、アクセスポイントに適切な情報セキュリティ方式を設定し、利用者の端末とアクセスポイントの間の通信を暗号化することが有効です。

現在、情報セキュリティ方式として、WEP、WPA及びWPA2の3つの方式がありますが、最も古い方式であるWEPによる暗号化は容易に解読されるおそれがあることから、WEPの弱点を補強したWPA又はWPA2の利用が推奨されます。

② その他の対策

無線 LAN の利用における情報セキュリティ上の脅威としては、通信内容の傍受及び改ざんの他に、同じアクセスポイントに接続している他の利用者から、アクセスポイントを経由して無断で自身の端末にアクセスされることがあります。そのため、アクセスポイントを経由した無線端末同士の通信を設定により禁止し、利用者が他の利用者の端末にアクセスすることを防止しましょう。

(3) 無線 LAN の利用者となる顧客への適切な情報提供

無線 LAN は、サービスを提供する事業者側の対策のみによって安全を確保することが困難な場合もありますので、利用者自身が必要なリテラシーを身に付け、適切な情報セキュリティ対策を講ずることが必要です。そのため、アクセスポイントを置く店舗等としても、無線 LAN の利用者となる顧客に対して、適切な情報提供に努める必要があります。

具体的には、設置しているアクセスポイントについて、情報セキュリティ対策の有無、利用可能な情報セキュリティ機能等を利用者が確認・理解できるよう、ホームページ、パンフレット、ポスター等の適宜の方法で積極的な情報提供に努めることが望まれます。

なお、店舗等のオーナーご自身の情報セキュリティに対する理解を深めていただくため、総務省が策定・公表している「一般利用者が安心して無線 LAN を利用するために²⁵⁾」を適宜ご参照ください。同手引書では、利用者のリテラシーや重要度に応じた段階別の対策等を総合的に示すとともに、一般利用者が最低限取るべき情報セキュリティ対策として「無線 LAN 情報セキュリティ対策の 3 つの約束」を提示するなど、平易な表現で取りまとめています。

²⁵⁾ 「一般利用者が安心して無線 LAN を利用するために」(平成 24 年 11 月 2 日公表)
http://www.soumu.go.jp/main_content/000199322.pdf

【参照条文】

◎ 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 電気通信 有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。
- 二 電気通信設備 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備をいう。
- 三 電気通信役務 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう。
- 四 電気通信事業 電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百十八条第一項に規定する放送局設備供給役務に係る事業を除く。）をいう。
- 五 電気通信事業者 電気通信事業を営むことについて、第九条の登録を受けた者及び第十六条第一項の規定による届出をした者をいう。
- 六 電気通信業務 電気通信事業者の行う電気通信役務の提供の業務をいう。

（検閲の禁止）

第三条 電気通信事業者の取扱中に係る通信は、検閲してはならない。

（秘密の保護）

第四条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

- 2 電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

（利用の公平）

第六条 電気通信事業者は、電気通信役務の提供について、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（電気通信事業の登録）

第九条 電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 その者の設置する電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。以下同じ。）の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が総務省令で定める基準を超えない場合
- 二 その者の設置する電気通信回線設備が電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第二項第六号に規定する基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の無線設備である場合（前号に掲げる場合を除く。）

第十条 前条の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 業務区域
- 三 電気通信設備の概要

2 前項の申請書には、第十二条第一項第一号から第三号までに該当しないことを誓約する書面その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

(変更登録等)

第十三条 第九条の登録を受けた者は、第十条第一項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の変更登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

3 第十条第二項、第十一条及び前条の規定は、第一項の変更登録について準用する。この場合において、第十一条第一項中「次の事項」とあるのは「変更に係る事項」と、前条第一項中「第十条第一項の申請書を提出した者が次の各号」とあるのは「変更登録に係る申請書を提出した者が次の各号（第二号を除く。）」と読み替えるものとする。

4 第九条の登録を受けた者は、第十条第一項第一号の事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。その届出があつた場合には、総務大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

(電気通信事業の届出)

第十六条 電気通信事業を営もうとする者（第九条の登録を受けるべき者を除く。）は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 業務区域
- 三 電気通信設備の概要（第四十四条第一項の事業用電気通信設備を設置する場合に限る。）

2 前項の届出をした者は、同項第一号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 第一項の届出をした者は、同項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

(承継)

- 第十七条 電気通信事業の全部の譲渡しがあつたとき、又は電気通信事業者について合併、分割（電気通信事業の全部を承継させるものに限る。）若しくは相続があつたときは、当該電気通信事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人、分割により当該電気通信事業の全部を承継した法人若しくは相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該電気通信事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下この項において同じ。）は、電気通信事業者の地位を承継する。ただし、当該電気通信事業者が第九条の登録を受けた者である場合において、当該電気通信事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人、分割により当該電気通信事業の全部を承継した法人若しくは相続人が第十二条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するときは、この限りでない。
- 2 前項の規定により電気通信事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散)

- 第十八条 電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 2 電気通信事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人（解散が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人）は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 3 電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該休止又は廃止しようとする電気通信事業の利用者（電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。以下同じ。）に対し、その旨を周知させなければならない。ただし、利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものとして総務省令で定める電気通信事業の休止又は廃止については、この限りでない。

(提供条件の説明)

- 第二十六条 電気通信事業者及び電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「電気通信事業者等」という。）は、電気通信役務の提供を受けようとする者（電気通信事業者である者を除く。）と国民の日常生活に係るものとして総務省令で定める電気通信役務の提供に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要について、その者に説明しなければならない。

(苦情等の処理)

- 第二十七条 電気通信事業者は、前条の総務省令で定める電気通信役務に係る当該電気通信事業者の業務の方法又は当該電気通信事業者が提供する同条の総務省令で定める電気通信役務についての利用者（電気通信役務の提供を受けようとする者を含み、電気通信事業者である者を除く。第二十九条第二項において同じ。）からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

(業務の停止等の報告)

第二十八条 電気通信事業者は、第八条第二項の規定により電気通信業務の一部を停止したとき、又は電気通信業務に関し通信の秘密の漏えいその他総務省令で定める重大な事故が生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

(電気通信設備の維持)

第四十一条 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、その電気通信事業の用に供する電気通信設備(その損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして総務省令で定めるものを除く。)を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

- 2 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備(前項に規定する電気通信設備を除く。)を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。
- 3 前二項の技術基準は、これにより次の事項が確保されるものとして定められなければならない。
 - 一 電気通信設備の損壊又は故障により、電気通信役務の提供に著しい支障を及ぼさないようにすること。
 - 二 電気通信役務の品質が適正であるようにすること。
 - 三 通信の秘密が侵されないようにすること。
 - 四 利用者又は他の電気通信事業者の接続する電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすること。
 - 五 他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との責任の分界が明確であるようにすること。

(電気通信事業者による電気通信設備の自己確認)

第四十二条 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、前条第一項に規定する電気通信設備の使用を開始しようとするときは、当該電気通信設備(総務省令で定めるものを除く。)が、同項の総務省令で定める技術基準に適合することについて、総務省令で定めるところにより、自ら確認しなければならない。

- 2 前項の規定は、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者が第十条第一項第三号又は第十六条第一項第三号の事項を変更しようとする場合について準用する。この場合において、前項中「当該電気通信設備」とあるのは、「当該変更後の前条第一項に規定する電気通信設備」と読み替えるものとする。
- 3 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定により確認した場合には、同項に規定する電気通信設備の使用の開始前に、総務省令で定めるところにより、その結果を総務大臣に届け出なければならない。
- 4 (略)

(管理規程)

第四十四条 電気通信事業者は、電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するため、総務省令で定めるところにより、第四十一条第一項又は第二項に規定する電気通信設備（以下「事業用電気通信設備」という。）の管理規程を定め、電気通信事業の開始前に、総務大臣に届け出なければならない。

- 2 電気通信事業者は、管理規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を総務大臣に届け出なければならない。

(電気通信主任技術者)

第四十五条 電気通信事業者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項を監督させるため、総務省令で定めるところにより、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者のうちから、電気通信主任技術者を選任しなければならない。ただし、その事業用電気通信設備が小規模である場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

- 2 電気通信事業者は、前項の規定により電気通信主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(適用除外等)

第六百六十四条 この法律の規定は、次に掲げる電気通信事業については、適用しない。

一 (略)

- 二 その一部の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は同一の建物内である電気通信設備その他総務省令で定める基準に満たない規模の電気通信設備により電気通信役務を提供する電気通信事業

三 (略)

- 2 前項の規定にかかわらず、第三条及び第四条の規定は同項各号に掲げる電気通信事業を営む者の取扱中に係る通信について、第五十七条の二の規定は第三号事業を営む者について適用する。

(営利を目的としない電気通信事業を行う地方公共団体の取扱い)

第六百六十五条 営利を目的としない電気通信事業（内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が比較的大きいものとして総務省令で定める電気通信役務を提供する電気通信事業に限る。）を行おうとする地方公共団体は、総務省令で定めるところにより、第十六条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

- 2 前項の届出をした地方公共団体は、第十六条第一項の規定による届出をした電気通信事業者とみなす。ただし、第十九条から第二十五条まで、第三十条、第三十一条、第三十三条、第三十四条、第三十六条、第三十七条、第四十条、第四十二条、第四十四条、第四十五条、第五十二条、第六十九条、第七十条及び第二章第六節の規定の適用については、この限りでない。

第六百七十七条 第九条の規定に違反して電気通信事業を営んだ者は、三年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百七十九条 電気通信事業者の取扱中に係る通信（第百六十四条第二項に規定する通信を含む。）の秘密を侵した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 電気通信事業に従事する者が前項の行為をしたときは、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第一百八十五条 第十六条第一項の規定に違反して電気通信事業を営んだ者（第九条の登録を受けべき者を除く。）は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百八十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二百万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項の規定に違反して第十条第一項第二号又は第三号の事項を変更した者
二～四 （略）

五 第四十五条第一項の規定に違反して電気通信主任技術者を選任しなかつた者

第一百八十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 （略）

第一百八十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第二項、第十八条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項若しくは第二項、第四十二条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第四十四条第一項若しくは第二項、第四十五条第二項、第百八条第三項、第百二十条第四項（第百二十二条第四項において準用する場合を含む。）又は第二百二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二～十五 （略）

第一百九十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 （略）

二 第七十七条から第八十八条（第八十条、第八十一条、第八十三条及び第八十四条を除く。） 各本条の罰金刑

第一百九十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十三条第四項、第十六条第二項又は第十八条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二・三 （略）

◎ 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）（抄）

（登録を要しない電気通信事業）

第三条 法第九条第一号の総務省令で定める基準は、設置する電気通信回線設備が次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 端末系伝送路設備（端末設備又は自営電気通信設備と接続される伝送路設備をいう。以下同じ。）の設置の区域が一の市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次項において単に「指定都市」という。）にあつてはその区の区域）を超えないこと。
 - 二 中継系伝送路設備（端末系伝送路設備以外の伝送路設備をいう。以下同じ。）の設置の区域が一の都道府県の区域を超えないこと。
- 2 都道府県、市町村（特別区を含む。）又は指定都市の区の区域の変更により、法第十六条の届出をした電気通信事業者の設置する電気通信回線設備が前項に定める基準に該当しないこととなつたときは、当該電気通信事業者は、当該変更があつた日から起算して六月を経過する日までの間は、法第九条の登録を受けないで、電気通信事業を従前の例により引き続き営むことができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否があるまでの間も、同様とする。

（電気通信事業の登録申請）

第四条 法第十条第一項の申請書は、様式第一によるものとする。

- 2 法第十条第二項の法第十二条第一項第一号から第三号までに該当しないことを誓約する書面は、様式第二によるものとする。
- 3 法第十条第二項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。
 - 一 様式第三によるネットワーク構成図
 - 二 提供する電気通信役務に関する様式第四による書類
 - 三 申請者の行う電気通信事業以外の事業の概要
 - 四 申請者が既存の法人であるときは、次に掲げる書類
 - イ 定款の謄本及び登記事項証明書
 - ロ 役員の名簿及び履歴書
 - 五 申請者が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる書類
 - イ 定款の謄本
 - ロ 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類
 - 六 申請者が前号に掲げるもの以外の団体であるときは、次に掲げる書類
 - イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類の謄本
 - ロ 役員の名簿、履歴書並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類
 - 七 申請者が個人であるときは、次に掲げる書類
 - イ 氏名、住所及び生年月日を証する書類
 - ロ 履歴書
 - 八 その他その電気通信事業の登録の申請に関し特に必要な事項を記載した書類

(変更登録)

第五条 法第十三条第一項の変更登録を受けようとする者は、様式第五の申請書に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）その他必要な事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十三条第一項の変更登録を受けようとするときは、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 当該認定電気通信事業者が全部認定事業者である場合であつて、当該変更登録の申請に係る変更について法第二百二十二条第一項の変更の認定を受けようとするときは、様式第五の二の申請書、第四十条の十四第一項第一号イ及びロに掲げる書類並びに全部認定証の写し

二 当該認定電気通信事業者が一部認定事業者である場合であつて、当該変更登録の申請に係る変更について法第二百二十二条第一項の変更の認定を受けようとするときは、様式第五の三の申請書、第四十条の十四第一項第二号イからニまでに掲げる書類及び一部認定証の写し

三 当該変更登録の申請に係る変更について法第二百二十二条第一項の変更の認定を受けず、自らの認定電気通信事業の全部を廃止する場合は、様式第五の四の届出書兼申請書

四 当該変更登録の申請に係る変更について法第二百二十二条第一項の変更の認定を受けず、自らの認定電気通信事業を廃止しない場合は、様式第五の五の申請書並びに第四十条の十四第一項第二号ハ及びニに掲げる書類

3 認定電気通信事業者が前項第三号による書類を提出するときは、併せて全部認定証又は一部認定証を総務大臣に返納しなければならない。

4 全部認定事業者が第二項第四号による書類を提出するときは、併せて全部認定証を総務大臣に返納しなければならない。

5 総務大臣は、前項の規定による返納があつた場合において、法第十三条第一項の変更登録をしたときは、当該全部認定事業者に対し、一部認定証を交付する。

(軽微な変更)

第六条 法第十三条第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

一 業務区域の変更にあつては、次のもの

イ 提供区域の増加（端末系伝送路設備の設置の区域の増加を伴うものを除く。）及び減少

ロ 既に国際電気通信役務に係る取扱対地の国又はこれに準ずる地域について法第九条の登録（法第十三条第一項の変更登録を受けた場合は、当該変更登録。次号イにおいて単に「登録」という。）を受けている場合における取扱対地の国又はこれに準ずる地域の変更

ハ 法第一百七条第一項の認定を受け、特定移動通信役務を提供し、又は基礎的電気通信役務若しくは指定電気通信役務を提供する場合であつてこれらの電気通信役務について特段の業務区域を定める場合における業務区域の変更にあつては、次のもの

(1) 業務区域の増加にあつては、次のもの

(イ) 利用者（電気通信事業者を除く。）との電気通信設備の接続に係る業務区域の増加（端末系伝送路設備の設置の区域の増加（次号イに該当するものを除く。）を伴うものを除く。）

(ロ) 他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域の増加

(2) 業務区域の減少

二 電気通信設備の概要の変更にあつては、次のもの

イ 既に登録を受けた端末系伝送路設備の設置の区域が存する都道府県内における端末系伝送路設備の設置の区域の増加

ロ 中継系伝送路設備の設置の区間の増加（業務区域の増加（前号に該当するものを除く。）を伴うものを除く。）

ハ 伝送路設備の設置の区域及び区間の減少

三 特定地域において臨時的に変更するもの

（氏名等の変更の届出）

第七条 法第十三条第四項の規定による法第十条第一項第一号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、当該変更が行われたことを証する書類を添えて提出しなければならない。

（軽微な変更の届出）

第八条 法第十三条第四項の規定による同条第一項ただし書の軽微な変更の届出をしようとする者は、様式第七の届出書に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）を添えて提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十三条第四項の規定による同条第一項ただし書の軽微な変更の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合に依じて当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）を添えて提出しなければならない。

一 当該認定電気通信事業者が全部認定事業者である場合であつて、当該届出に係る変更について法第二百二十二条第二項の規定による変更の届出をしようとするときは、様式第七の二の届出書及び全部認定証の写し

二 当該認定電気通信事業者が一部認定事業者である場合であつて、当該届出に係る変更について法第二百二十二条第二項の規定による変更の届出をしようとするときは、様式第七の三の届出書、第四十条の十四第一項第二号ハ及びニに掲げる書類並びに一部認定証の写し

三 当該届出に係る変更について法第二百二十二条第二項の規定による変更の届出をせず、自らの認定電気通信事業の全部を廃止する場合は、様式第七の四の届出書

四 当該届出に係る変更について法第二百二十二条第二項の規定による変更の届出をせず、自らの認定電気通信事業を廃止しない場合は、様式第七の五の届出書並びに第四十条の十四第一項第二号ハ及びニに掲げる書類

3 認定電気通信事業者が前項第三号による書類を提出するときは、併せて全部認定証又は一部認定証を総務大臣に返納しなければならない。

4 全部認定事業者が第二項第四号による書類を提出するときは、併せて全部認定証を総務大臣

に返納しなければならない。

- 5 前項の規定による返納があつたときは、総務大臣は、当該全部認定事業者に対し、一部認定証を交付する。

(電気通信事業の届出)

第九条 法第十六条第一項の規定による電気通信事業の届出をしようとする者は、様式第八の届出書に、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一 様式第三によるネットワーク構成図

二 提供する電気通信役務に関する様式第四による書類

三 当該届出を行おうとする者が既存の法人であるときは、定款の謄本及び登記事項証明書

四 当該届出を行おうとする者が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる書類

イ 定款の謄本

ロ 発起人、社員又は設立者の名簿並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類

五 当該届出を行おうとする者が前号に掲げるもの以外の団体であるときは、次に掲げる書類

イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類の謄本

ロ 役員の名簿並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類

六 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、氏名、住所及び生年月日を証する書類

七 法第九条第二号に掲げる場合に該当する場合にあつては、その旨を確認できる書類

2 法第十六条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、当該変更が行われたことを証する書類を添えて提出しなければならない。

3 法第十六条第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第九の届出書に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）及び法第九条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類（同号に掲げる場合に該当する場合に限る。）を添えて提出しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十六条第三項の規定による変更の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合に依りて当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）及び法第九条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類（同号に掲げる場合に該当する場合に限る。）を添えて提出しなければならない。

一 当該認定電気通信事業者が全部認定事業者である場合であつて、当該届出に係る変更について法第二百二十二条第一項の変更の認定を受け、又は同条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第九の二の申請書兼届出書並びに第四十条の十四第一項第一号イ及びロに掲げる書類又は様式第九の三の届出書並びに全部認定証の写し

二 当該認定電気通信事業者が一部認定事業者である場合であつて、当該届出に係る変更について法第二百二十二条第一項の変更の認定を受け、又は同条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第九の四の申請書兼届出書並びに第四十条の十四第一項第二号イ及びロに掲げる書類又は様式第九の五の届出書、同号ハ及びニに掲げる書類並びに一部認定証の写し

三 当該届出に係る変更について法第二百二十二条第一項の変更の認定を受け、又は同条第二

項の規定による届出をせず、自らの認定電気通信事業を廃止する場合は、様式第九の六の届出書

四 当該届出に係る変更について法第二百二十二条第一項の変更の認定を受け、又は同条第二項の規定による届出をせず、自らの認定電気通信事業を廃止しない場合は、様式第九の七の届出書並びに第四十条の十四第一項第二号ハ及びニに掲げる書類

5 認定電気通信事業者が前項第三号による書類を提出するときは、併せて全部認定証又は一部認定証を総務大臣に返納しなければならない。

6 全部認定事業者が第四項第四号による書類を提出するときは、併せて全部認定証を総務大臣に返納しなければならない。

7 前項の規定による返納があつたときは、総務大臣は、当該全部認定事業者に対し、一部認定証を交付する。

(電気通信役務等の変更の報告)

第十条 電気通信事業者は、第四条第三項第二号又は前条第一項第二号の書類に変更があつたときは、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告をしようとする者は、様式第十の報告書に、変更後の様式第四の書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

3 法第九条の登録を受けた電気通信事業者又は認定電気通信事業者であつて法人又は団体であるものは、役員に変更があつたときは、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

4 前項の規定による報告をしようとする者は、様式第十の二の報告書に、変更後の役員の名簿及び履歴書並びに法第十二条第一項第一号から第三号まで又は法第一百八条第一号から第三号までに該当しないことを誓約する様式第二による書面を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

(電気通信事業の承継に関する手続)

第十一条 認定電気通信事業者が電気通信事業の全部の譲受け又は電気通信事業者についての合併若しくは分割（電気通信事業の全部を承継させるものに限る。）により他の電気通信事業者の電気通信事業を承継しようとするときはあらかじめ、又は認定電気通信事業者が電気通信事業者についての相続により他の電気通信事業者の電気通信事業を承継したときは当該電気通信事業者の死亡後六十日以内に、次の各号に掲げる場合に依りて当該各号に定める手続をとらなければならない。

一 当該承継に係る電気通信事業について法第二百二十二条第一項の変更の認定又は法第二百二十三条第四項の承継の認可を受けようとする場合は、第四十条の十四の規定による変更の認定の申請又は第四十条の十八の規定による承継の認可の申請

二 当該承継に係る電気通信事業について法第二百二十二条第一項の変更の認定又は法第二百二十三条第四項の承継の認可を受けず、自らの認定電気通信事業の全部を廃止する場合は、第四十条の十九第一項の規定による認定電気通信事業の廃止の届出

三 当該承継に係る電気通信事業について法第二百二十二条第一項の変更の認定又は法第二百二十三条第四項の承継の認可を受けず、自らの認定電気通信事業の全部を廃止しない場合は、第四十条の十四第一項第二号ハ及びニに掲げる書類の提出

- 2 認定電気通信事業者が前項第二号による届出をしようとするときは、併せて全部認定証又は一部認定証を総務大臣に返納しなければならない。
- 3 全部認定事業者が第一項第三号による書類の提出をするときは、併せて全部認定証を総務大臣に返納しなければならない。
- 4 前項の規定による返納があつたときは、総務大臣は、当該全部認定事業者に対し、一部認定証を交付する。
- 5 法第十七条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第十一の届出書に、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。
 - 一 当該事業の全部の譲渡し又は合併、分割若しくは相続があつたことを証する書類
 - 二 様式第三によるネットワーク構成図
 - 三 電気通信事業者の地位を承継した者が電気通信事業者以外の法人であるときは、次に掲げる書類
 - イ 定款の謄本及び登記事項証明書
 - ロ 役員の名簿及び履歴書（当該承継に係る電気通信事業の用に供する電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準に該当しない場合に限る。）
 - 四 電気通信事業者の地位を承継した者が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる書類
 - イ 定款の謄本
 - ロ 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類（履歴書にあつては当該承継に係る電気通信事業の用に供する電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準に該当しない場合に限る。）
 - 五 電気通信事業者の地位を承継した者が電気通信事業者以外の団体であつて前号に掲げるもの以外のものであるときは、次に掲げる書類
 - イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類の謄本
 - ロ 役員の名簿、履歴書並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類（履歴書にあつては当該承継に係る電気通信事業の用に供する電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準に該当しない場合に限る。）
 - 六 電気通信事業者の地位を承継した者が電気通信事業者以外の個人であるときは、次に掲げる書類
 - イ 住所及び生年月日を証する書類
 - ロ 履歴書（当該承継に係る電気通信事業の用に供する電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準に該当しない場合に限る。）
 - 七 法第十二条第一項第一号から第三号までに該当しないことを誓約する様式第二による書面（当該承継に係る電気通信事業の用に供する電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準に該当しない場合に限る。）
 - 八 法第九条第二号に掲げる場合に該当する場合にあつては、その旨を確認できる書類
- 6 前項の規定にかかわらず、法第十六条第一項の届出をした電気通信事業者（以下この項において「届出事業者」という。）が電気通信事業の全部の譲渡し又は合併、分割若しくは相続により他の届出事業者の電気通信事業を承継する場合であつて、当該承継によつて当該届出事業者がその事業の用に供することとなる電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準に該当

しないこととなるときは、当該届出事業者は、あらかじめ法第九条の登録の申請をしなければならない。ただし、法第九条第二号に掲げる場合に該当する場合は、この限りではない。

7 前項の申請をした者は、法第十七条第二項の規定による承継の届出をすることを要しない。

(規模の基準)

第五十九条 法第六十四条第一項第二号の基準は、当該電気通信事業を営む者の設置する線路のこう長の総延長が五キロメートルであることとする。

(地方公共団体が行う営利を目的としない電気通信事業の届出等)

第六十条 法第六十五条第一項の総務省令で定める電気通信役務は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 電気通信設備を不特定かつ多数の者の通信の用に供する電気通信役務
- 二 卸電気通信役務（前号に該当するものを除く。）

(申請等の方法)

第六十九条 次の各号に掲げる申請、届出、申立て又は報告（以下「申請等」という。）をしようとする者は、当該申請等をその者の住所を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）を経由して行うことができる。

- 一 法第九条の登録の申請
- 二 法第十三条第一項の変更登録の申請
- 三 法第十三条第四項の変更の届出
- 四 法第十七条第一項の承継の届出（法第九条の登録を受けた者に係るものに限る。）
- 五 法第十八条第一項の休止及び廃止の届出（法第九条の登録を受けた者に係るものに限る。）
- 六 法第十八条第二項の解散の届出（法第九条の登録を受けた者に係るものに限る。）
- 七 法第十九条第一項の届出
- 八 法第二十八条の報告
- 九 法第三十五条第一項又は第二項の申立て
- 十 法第三十五条第三項又は第四項の裁定の申請
- 十一 法第三十七条第一項又は第二項の届出
- 十二 法第三十八条第一項の申立て
- 十三 法第三十八条第二項において準用する法第三十五条第三項又は第四項の裁定の申請
- 十四 法第三十九条において準用する法第三十五条第三項又は第四項の裁定の申請
- 十五 法第三十九条において準用する法第三十八条第一項の申立て
- 十六 法第四十条の認可の申請
- 十七 法第四十二条第三項の確認の届出
- 十八 法第四十四条第一項又は第二項の届出
- 十九 法第五十二条第一項の認可の申請
- 二十 法第七十条第一項第一号の認可の申請
- 二十一 法第一百七十七条第一項の認定の申請

- 二十二 法第二百十条第三項の申請
 - 二十三 法第二百十条第四項の届出
 - 二十四 法第二百二十二条第一項の変更認定の申請
 - 二十五 法第二百二十二条第二項の変更の届出
 - 二十六 法第二百二十二条第四項において準用する法第二百十条第三項の申請又は同条第四項の届出
 - 二十七 法第二百二十二条第五項の変更の届出
 - 二十八 法第二百二十三条第一項、第三項又は第四項の認可の申請
 - 二十九 法第二百二十四条第一項の廃止の届出
 - 三十 法第四百十条第一項の届出
 - 三十一 法第四百十条第四項の認可の申請
 - 三十二 法第四百十一条第一項の指定の申請
 - 三十三 第十条第一項又は第三項の報告（法第九条の登録を受けた者に係るものに限る。）
- 2 次に掲げる届出又は報告をしようとする者は、当該届出又は報告をその者の住所を管轄する総合通信局長を経由して行うものとする。
- 一 法第十六条第一項、第二項又は第三項の届出
 - 二 法第十七条第一項の承継の届出（法第十六条第一項の届出をした者に係るものに限る。）
 - 三 法第十八条第一項の休止及び廃止の届出（法第十六条第一項の届出をした者に係るものに限る。）
 - 四 法第十八条第二項の解散の届出（法第十六条第一項の届出をした者に係るものに限る。）
 - 五 法第六十五条第一項の届出
 - 六 第十条第一項又は第三項の報告（法第十六条第一項の届出をした者に係るものに限る。）

◎ 電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）（抄）

（電気通信主任技術者の選任を要しない場合）

第三条の二 法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、事業用電気通信設備の設置の範囲が一の市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第四項において単に「指定都市」という。）にあつてはその区の区域）を超えない場合のうち、当該区域における利用者の数が三万未満である場合であつて、次の各号のいずれかに該当する者が配置されている場合とする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）若しくは旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又はこれらと同等以上と認められる教育施設において電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者であつて、事業用電気通信設備の工事、維持又は運用の業務に二年以上従事した経験を有するもの
- 二 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設において電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者であつて、事業用電気通信設備の工事、維持又は運用の業務に四年以上従事した経験を有するもの

三 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設を卒業した者であつて、事業用電気通信設備の工事、維持又は運用の業務に八年以上従事した経験を有するもの

四 総務大臣が前各号に掲げる者のいずれかと同等以上の能力を有するものと認める者

2 前項の規定にかかわらず、事業用電気通信設備について、総務大臣が別に告示する要件に適合するものとして総務大臣が認めるものにあつては、法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、事業用電気通信設備の設置の範囲が一の都道府県の区域を超えない場合であつて、当該区域における利用者の数が三万未満であり、かつ、前項各号のいずれかに該当する者が配置されている場合とする。

3 前二項に規定する要件を満たす電気通信事業者は、第一項各号のいずれかに該当する者を配置したときは、遅滞なく、当該配置した者の氏名を記載した書類に、当該配置に係る者が同項各号のいずれかに規定する要件を備えることを証明する書類の写しを添えて総務大臣に報告しなければならない。

4 (略)

◎ 有線電気通信法（昭和二十八年七月三十一日法律第九十六号）（抄）

（有線電気通信の秘密の保護）

第九条 有線電気通信（電気通信事業法第四条第一項又は第六百六十四条第二項の通信たるものを除く。）の秘密は、侵してはならない。

第十四条 第九条の規定に違反して有線電気通信の秘密を侵した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 有線電気通信の業務に従事する者が前項の行為をしたときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

4 前三項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四条の二の例に従う。

◎ 電波法（昭和二十五年五月二日法律第三百三十一号）（抄）

（秘密の保護）

第五十九条 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信（電気通信事業法第四条第一項又は第六百六十四条第二項の通信であるものを除く。第九十九条並びに第九十九条の二第二項及び第三項において同じ。）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

第九十九条 無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 無線通信の業務に従事する者がその業務に関し知り得た前項の秘密を漏らし、又は窃用した

ときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百九条の二 暗号通信を傍受した者又は暗号通信を媒介する者であつて当該暗号通信を受信したものが、当該暗号通信の秘密を漏らし、又は窃用する目的で、その内容を復元したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 2 無線通信の業務に従事する者が、前項の罪を犯したとき(その業務に関し暗号通信を傍受し、又は受信した場合に限る。)は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 3 前二項において「暗号通信」とは、通信の当事者(当該通信を媒介する者であつて、その内容を復元する権限を有するものを含む。)以外の者がその内容を復元できないようにするための措置が行われた無線通信をいう。
- 4 第一項及び第二項の未遂罪は、罰する。
- 5 第一項、第二項及び前項の罪は、刑法第四条の二の例に従う。

◎ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律 (平成二十年法律第七十九号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において「青少年」とは、十八歳に満たない者をいう。

2～4 (略)

5 この法律において「インターネット接続役務」とは、インターネットへの接続を可能とする電気通信役務(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。以下同じ。)をいう。

6 この法律において「インターネット接続役務提供事業者」とは、インターネット接続役務を提供する電気通信事業者(電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。)をいう。

7 この法律において「携帯電話インターネット接続役務」とは、携帯電話端末又はPHS端末からのインターネットへの接続を可能とする電気通信役務であつて青少年がこれを利用して青少年有害情報の閲覧をする可能性が高いものとして政令で定めるものをいう。

8 この法律において「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」とは、携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者をいう。

9 この法律において「青少年有害情報フィルタリングソフトウェア」とは、インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報を一定の基準に基づき選別した上インターネットを利用する者の青少年有害情報の閲覧を制限するためのプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)をいう。

10 この法律において「青少年有害情報フィルタリングサービス」とは、インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報を一定の基準に基づき選別した上インターネットを利用する者の青少年有害情報の閲覧を制限するために必要な情報を当該青少年有害情報フィルタリングソフトウェアによって青少年有害情報の閲覧を制限するために必要な情報を当該青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを作動させる者に対してインターネットにより継続的に提

供する役務をいう。

11・12 (略)

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者の青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務)

第十七条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、携帯電話インターネット接続役務を提供する契約の相手方又は携帯電話端末若しくはPHS端末の利用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合は、この限りでない。

2 携帯電話端末又はPHS端末をその保護する青少年に使用させるために携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約を締結しようとする保護者は、当該契約の締結に当たり、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対しその旨を申し出なければならない。

(インターネット接続役務提供事業者の義務)

第十八条 インターネット接続役務提供事業者は、インターネット接続役務の提供を受ける者から求められたときは、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供しなければならない。ただし、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、この限りでない。

(インターネットと接続する機能を有する機器の製造事業者の義務)

第十九条 インターネットと接続する機能を有する機器であって青少年により使用されるもの(携帯電話端末及びPHS端末を除く。)を製造する事業者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを組み込むことその他の方法により青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を容易にする措置を講じた上で、当該機器を販売しなければならない。ただし、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、この限りでない。

◎ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律
施行令(平成二十年政令第三百七十八号)(抄)

(青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合)

第二条 法第十八条ただし書の政令で定める場合は、インターネット接続役務提供事業者がインターネット接続役務を提供する契約を締結している者の数が五万を超えない場合とする。

◎ 問い合わせ先

(1) 登録・届出の事務手続、個別事例に関する相談・問い合わせ先

当ガイドラインの内容から判断して、個別事業の登録・届出が必要と思われる場合は、営業所の住所を管轄する以下の総合通信局へお問い合わせをお願いいたします。

○北海道総合通信局（管轄区域:北海道）

〒060-8795 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎

情報通信部 電気通信事業課 事業担当

TEL: 011-709-2311(4705)

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/H/JIGYO/J1.htm>

○東北総合通信局（管轄区域:青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）

〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎

情報通信部 電気通信事業課 事業担当

TEL: 022-221-0630

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/tetuduki/denki/index.html>

○関東総合通信局（管轄区域:茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、
神奈川、山梨）

〒102-8795 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎

情報通信部 電気通信事業課

第一事業担当(登録関係)TEL: 03-6238-1679

第二事業担当(届出関係)TEL: 03-6238-1675

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/com/jigyo/tetuzuki/index.html>

○信越総合通信局(管轄区域:新潟、長野)

〒380-8795 長野市旭町1108 長野第1合同庁舎

情報通信部 電気通信事業課 事業担当

TEL: 026-234-9948

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/shinetsu/sbt/faq/jigyou/faqjigyou.htm>

○北陸総合通信局(管轄区域:富山、石川、福井)

〒920-8795 金沢市広坂 2-2-60 金沢広坂合同庁舎

情報通信部 電気通信事業課 事業担当

TEL: 076-233-4422

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokuriku/shinsei/todokede.html>

○東海総合通信局(管轄区域:岐阜、静岡、愛知、三重)

〒461-8795 名古屋市東区白壁 1-15-1 名古屋合同庁舎第三号館

情報通信部 電気通信事業課 事業担当

TEL: 052-971-9403

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/tool/download/index.html#denki>

○近畿総合通信局(管轄区域:滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山)

〒540-8795 大阪府中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第1号館

情報通信部 電気通信事業課 事業担当

TEL: 06-6942-8518

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/service/jigyo/index.html>

○中国総合通信局(管轄区域:鳥取、島根、岡山、広島、山口)

〒730-8795 広島市中区東白島町 19-36

情報通信部 電気通信事業課 事業担当

TEL: 082-222-3378

http://www.soumu.go.jp/soutsu/chugoku/info_sinsei/sinsei02.html

○四国総合通信局(管轄区域:徳島、香川、愛媛、高知)

〒790-8795 松山市宮田町 8-5

情報通信部 電気通信事業課 事業担当

TEL: 089-936-5042

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/shikoku/shinsei/denki.html>

○九州総合通信局(管轄区域:福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島)

〒860-8795 熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎(A棟)

情報通信部 電気通信事業課 事業担当

TEL: 096-326-7824

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/com/>

○沖縄総合通信事務所(管轄区域:沖縄)

〒900-8795 那覇市旭町 1-9 カフーナ旭橋B-1街区5階

情報通信課

TEL: 098-865-2302

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/okinawa/>

(2) 本ガイドラインに関する問い合わせ先

《登録関係》

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課

TEL: 03-5253-5836

《届出関係》

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 データ通信課

TEL: 03-5253-5854

《設備規則関係》

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課

TEL: 03-5253-5858

《個人情報の保護、通信の秘密関係》

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政課

TEL: 03-5253-5843

《情報セキュリティ対策関係》

総務省 情報流通行政局 情報流通振興課 情報セキュリティ対策室

TEL: 03-5253-5749